

ふなばし健やかプラン21推進評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項の規定による市町村健康増進計画であるふなばし健やかプラン21を総合的に推進するため、ふなばし健やかプラン21推進評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 健康増進計画の策定、推進及び評価に関する事項
- (2) その他健康づくり施策の推進に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関連団体の代表
- (3) 市民(ふなばし健やかプラン21市民運動推進会議の代表)
- (4) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

2 委員会は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、健康福祉局健康部健康政策課が行う。

(公務災害補償)

第8条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年船橋市条例第33号)の規定を準用する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年5月9日から施行する。

(任期の特例)

この要綱が施行された際に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。